HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	昭和戦前-戦後初期の＜国体＞と＜デモクラシー＞ : 日本国憲法との連続性に着目して［全文の要約］
Author(s)	大谷, 伸治
Description	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。 https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第12064号
Issue Date	2016-03-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/64650
Type	doctoral thesis
File Information	Shinji_Ohtani_Summary.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

【2015（平成 27）年度博士論文要約】

昭和戦前～戦後初期の＜国体＞と＜デモクラシー＞
―日本国憲法との連続性に着目して―

歴史地域文化学専攻　日本史学講座
大谷　伸治

本稿は、昭和戦前・戦時期のデモクラシー論と国体論の中に、戦後民主主義・日本国憲法との連続性を見出す試みである。

従来の日本政治思想史研究や日本国憲法成立史研究では、戦前と戦後の連続性について、民間の政府批判者による自由民権運動・大正デモクラシー運動が戦後民主主義・日本国憲法に復活したという枠組みが定着している。しかし、この連続性は、昭和戦前・戦時期や大日本帝国憲法との連続性を意味しなかった。一方、近年の国体論研究においては、国体論がデモクラシーや国民主権につながる思惟構造をもっていたことが明らかにされつつある。ただ、昭和戦前・戦時期の分析・考察についてはまだ深められているとはいえない。

そこで本稿は、吉野作造の後継者として、昭和戦前・戦時期にデモクラシー（衆民政）研究に従事した政治学者・矢部貞治（東京帝国大学法学部教授）の衆民政論・国体論を中心に、同時期の憲法学者・政治学者（里見岸雄、大串兎代夫、藤澤親雄、南原繁）との比較を交えつつ、戦後民主主義・日本国憲法との連続性について分析・考察した。考察対象とした学者は、南原繁を除けば、積極的に国体論を唱え戦時期の天皇親政論を支えた政府寄りの立場の者であり、従来の研究ではさほどの分析を経ることもなく、デモクラシーを蹂躙した者として批判されてきた。しかし本稿では、矢部ら政府寄りの立場の者たちによる昭和戦前・戦時期の国体論を採り入れた新しいデモクラシー論（共同体的衆民政論）が戦後の協同民主主義に直結することを論証して、従来の日本国憲法成立史・昭和政治思想史の枠組みを修正することをめざす。

第一章「「共同体的衆民政」と「国体」―矢部貞治・里見岸雄・大串兎代夫の比較から―」では、矢部貞治・里見岸雄・大串兎代夫の国体論を比較検討した。

通説では、矢部貞治は 1938 年に右翼学生からの追及（小田村事件）を受けて、不本意ながら国体論を唱え始めたとされ、矢部政治学において国体論は「著しい後退」だと評価されてきた。しかし、矢部は 1934 年の時点ですでに、「近代の危機」を克服するために、西欧的な自由民主主義の欠陥を補正しつつ、単純な伝統社会への回帰でもない新しいデモクラシー論（共同体的衆民政）に不可欠な要素として、国体論を採り入れていた。ここでの国体は教育勅語的な歴史的倫理的観念であり、「国民共同体」形成の前提として、個人を社会と有機的に結合させるためのものであった。本稿では、このような国体論を「衆民政的国体論」と名づけた。

里見と大串もまた、天皇機関説を批判し国体論を唱えていたことから、復古主義者と従来は見られてきた。しかし実際には、矢部と同様に、西欧の自由民主主義が果たしてきた役割を認めながら、単純な伝統社会への回帰ではない第三の道を、国体に見出していた。つまり、里見と大串

の国体論もまた、「衆民政的国対論」であった。

このように、当時内外で叫ばれた近代の危機を克服する真のデモクラシーという理想像を国体に見出した結果、「衆民政的国体論」は政治的立場の違いをこえて唱えられたものであった。しかし、「衆民政的国体論」という共通の基盤があったにもかかわらず、政治的対立は解消せず、新体制は頓挫した。その理由は、里見と大串の相違点に見出せる。新体制派と反対派を分けたものは、国体そのものの理解ではなく、その先の国体と天皇・憲法との関係、そしてそこから導き出される革新の方法論にあった。同じ国体認識に立ちながらも、その先の国体と天皇・憲法との関係において帝国憲法を「不磨ノ大典」化した反対派にしてみれば、新体制が国体違反という事実は何ら変わらなかったのである。

第二章「藤澤親雄の「日本政治学」―矢部貞治の衆民政論への批判を手がかりに―」では、藤澤親雄の「日本政治学」について、矢部貞治の共同体的衆民政論との異同を論じた。従来、藤澤親雄は復古主義者であり、彼の「日本政治学」はファシズム体制を正当化するものと評価されてきた。しかし藤澤の戦前の著書を詳らかに再検討したところ、藤澤も西欧近代の自由民主主義が果たしてきた役割を認めながらもそれを是正し、かつ単純な伝統社会への回帰でもない国民共同体を基礎とした衆民政を構想し、そのために憲法学者・筧克彦の国体論に学んでおり、矢部の共同体的衆民政論と重なる点が多いものだった。

第三章「矢部政治学の発展―一九三八年の講義案改訂をめぐって―」では、1938 年の右翼学生による矢部貞治への追及（小田村事件）をきっかけとした講義録改訂について取り上げた。先行研究では、矢部は小田村事件で初めて国体論と出会い学んだがゆえに、新体制運動の際に新党方式は国体に反することをいち早く見抜き、大政翼賛会方式を構想するなど中心的ブレーンとして活動できたとされてきた。しかし、第一章で論じたように、矢部は 1934 年の時点で、自らの衆民政論の核として国体論を採り入れていた。では、矢部は小田村事件をとおして何を学んだのか。本章では、筆者が新たに発見した矢部が小田村事件以前に手書きで修正していた講義案を含む改訂前後の講義案を比較検討し、矢部の衆民政論が国体論との関係でいかに発展したのかを分析・考察した。

小田村事件以前の手書き修正の主たるねらいは、国体論を加筆することだった。主権的独裁に関する箇所を除けば、1934 年に説いた国体論をより具体化し、衆民政論の中に改めて位置づけたものだった。にもかかわらず、矢部は小田村からの追及に応じて、再度の改訂をした。その目的は、矢部衆民政論の特徴の一つである「衆民政＝制度機構」であることを強調し、国体と相容れるものであることをより正確に伝えるための修正が施された。しかし、これは従来の衆民政論を正確に伝えるための修正であり、矢部の衆民政論自体が発展したとはいえない。では、発展したことは何かといえば、それは新たに、ナチス法学者オットー・ケルロイターの法治主義に学び、国体を実定憲法秩序に優先する根本規範と位置づけたことである。これによって、新体制が目指す執行権の集中強化を実現するために不可欠な解釈改憲の法的正当性の説明が可能となったのである。しかし、国体は「無」だと考える矢部は、その具体的内容の考察を棚上げした。したが

って、国体は根本規範であるにもかかわらず、憲法解釈の準拠点として、実際には何ら機能しないことを意味した。それゆえに、憲法解釈は法外な政治的実力の強弱で決まるという、本末転倒な結論に矢部は達してしまった。そしてそれは、図らずも事実上の国体変革へと反転する危険性を孕んでしまった。ゆえに結局のところ、新体制運動が大政翼賛会方式を採ろうとも、新体制反対派からしてみれば国体違反であることに変わりはなかったのである。

第四章「「共同体的衆民政」の二つの道―矢部貞治と南原繁を分けたものは何か？―」では、南原繁と矢部貞治の比較をおこなった。南原は周知のとおり、矢部の先輩同僚の政治学者で、戦時期には「洞窟の哲人」と呼ばれたように、沈黙をつらぬき『国家と宗教』（岩波書店、一九四二年）を著して、戦時体制を学問的見地から批判した。矢部とは正反対の行動をとった人物である。しかし南原も、実は矢部同様、「共同体的衆民政」の確立を訴えていた一人であり、国体論も論じていた。では、なぜ南原と矢部は、戦時体制に正反対の行動をとったのかといえば、究極の価値を彼岸の「神の国」と眼前の国家のいずれに求めるかが違ったからであった。前者をとった南原は真善美を追求する精神の自由を国家と並列の関係とみなしたが、後者を選んだ矢部は個人の自由を国家へと帰服させた。したがって、後者を選んだ矢部は、主観的には自由を擁護しながらも、実際には南原が危惧したように、国家に道徳・学問・芸術などの文化価値がすべてからめ取られ、個人の自由などもはや存在せず、個人は「全体の有機体的一分肢」でしかない状態に堕してしまう戦時体制を積極的に推進する側に立ってしまったのであった。

第五章「里見岸雄の戦後憲法論―「皇道民主主義」の確立をめざして―」では、里見岸雄が戦後に公表した「大日本帝国憲法改正案私擬」について検討した。従来、里見の憲法草案は、天皇に統治権を残し帝国憲法を若干修正したものにとどまるため、批判されてきた。しかし本章では、発禁処分となった『日本の再建と反省』の校正刷『敗戦と建設の核心』（創造社、一九四六年、国立国会図書館所蔵）を用いて、敗戦・占領に直面した里見の考えや憲法改正案に込めた里見の意図を分析・考察した。

里見は戦後初期においては、占領を好意的に捉え、マッカーサー三原則の前に、非武装平和主義を唱えた。そして、里見は、敗戦の原因を軍人・官僚・財閥・右翼など中間的支配階級に求め、彼らが誤った国体論を鼓吹したせいであり、国体そのものに責はないとした。よって、戦前からの国体論・憲法論にもとづいて、中間的支配階級を排除し、天皇と国民が直結する日本的な民主主義の確立をめざした。彼はこれを「皇道民主主義」と名づけた。だから里見の憲法案は、それを実現するために、帝国憲法をより正確に改めることをねらったものであった。つまり、里見岸雄の国体論にとって敗戦は何の影響も与えなかったのである。

この点は、補章「里見岸雄の日本国憲法に対する評価―国体と象徴天皇を中心に―」で、里見が日本国憲法をどう評価したか、独立回復前後の著作を史料に再確認した。里見は日本国憲法の総体を批判しながらも、天皇の象徴化については国体・天皇の本質の明文化と捉えていた。なぜなら、主権の所在は変更されたが、万世一系の天皇が君臨することは民族社会の不文法として何ら変更をみないからである。つまり、象徴天皇制は彼の国体論を実現するものなのであった。

第六章「大串兎代夫の戦後憲法論―「国体民主主義」の確立をめざして―」では、大串兎代夫が敗戦直後に断片的に書き残した憲法改正案を検討した。大串は、戦後体制は日本国民の自由意思の決定に委ねるとしたポツダム宣言を文字通り受け取って、日本国民による自発的民主化を実現するため、自主憲法制定を企図した。天皇主権と国体民主主義を基調とするが、天皇主権の行使は国民の意思にもとづき、国民に対して責任を有することを大串は想定した。こうした大串の戦後憲法論は、天皇が国家の権威を人的に表現する存在であり、天皇親政を国民と天皇とが一体化する政治として論じた戦前憲法論の延長線上にあり、それゆえ日本国憲法の象徴天皇制を徹底させた面をもっていた。

第七章「矢部貞治の国体論と戦後構想―「協同民主主義」の確立をめざして―」では、矢部貞治の戦後構想を検討した。矢部は、陸相秘書官・首相秘書官を務めた松谷誠陸軍大佐が主宰した研究会に戦争末期から参加し、「建国綱領（案）」をはじめとする文書を起草した。このなかで、矢部はマッカーサー三原則の発表前に、民主化の推進・戦争放棄・非武装中立・象徴天皇制を基軸とした憲法構想を展開し、昭和天皇の政治責任（開戦責任）を負う退位にも論及した。共同体的衆民政論の実現には、理想の国民共同体を形成する必要があり、道義恢復の第一歩として天皇退位が必要だったからである。その上で矢部は、新天皇と国民とで国民共同体を再建し、米国の自由民主主義とソ連の社会主義とを止揚した第三の政治形態として、協同民主主義を提唱するにいたった。

それを主張するために、矢部の当面の課題は、戦前と同様に、デモクラシーが国体と相容れる「一君万民の共同体原理」であることを説くことであった。ただそのために矢部が採った方法は、戦前・戦時期とは変化が見られた。戦前・戦時期は主として衆民政論の中に国体論を落とし込んでいく作業によって、衆民政と国体は矛盾しないことを説いていた。それに対し敗戦前後には、これまで以上に国体を詳察する作業から、根本規範である国体を「表出」した必然的結果として、天皇親政は民主化と矛盾しない、むしろ天皇親政を支える臣民の翼賛は民主化に他ならないと説くようになった。つまり、国体論からデモクラシーの必然性を導き出す方法に変わったのであった。さらに、国家論・自由論が、南原に近づいた。矢部は戦前・戦時期にはヘーゲル的な国家論・自由論に依拠していたのに対して、敗戦前後には、ギリシアの「古代人の自由」にデモクラシーの本義を見出し、西欧政治思想との共通点を説くことで、国体の普遍性を示そうとするようになったのである。かかる国体の詳察を経て書かれた憲法草案は、従来天皇に統治権を残し帝国憲法を若干修正したにとどまることから批判されてきたが、実際には天皇は原則として実権を行使せず、国会が政治の中心であることを法的にしっかり位置づけるとともに、国会に対し責任を負う責任内閣制を確立しようとしていた。執行権の安定・強化を図るために、イギリス型の二大政党制による政党内閣制をめざした。貴族院を職能代表議員で構成するよう改め、公平な社会政策の実現をめざした。憲法改正の発議権を国会にも認め、実質上は民定憲法への道を開くものだった。

以上のように、本稿では、矢部貞治をはじめとする戦時期に積極的に国体論を唱え戦時体制を推進した論者たちが、実は戦時体制に加担しなかった南原繁も含めて、翼の左右を問わず、現在

の私達が相反するものと考えるデモクラシーと国体を相互補完の関係として論じていたこと、その結果、伝統社会への単純な回帰ではなく、西欧的な自由民主主義でもない、第三の道である共同体的衆民政を異口同音に唱えていたこと、これが戦後の協同民主主義に直接つらなるものであること、を論証した。もっとも、共同体的衆民政は成功しなかったし、全体主義に堕する構造的な問題を抱えていた。しかし矢部は、敗戦直前に根本規範である国体論の詳察から、その表出として憲法草案・戦後構想を考えるなかで、その構造的な問題を反省し乗り越えて、戦時体制を批判した南原の思想に接近し、日本国憲法に肉薄する、ある面ではその先を行く構想にたどりついた。里見や大串も、戦前からの国体論を正確に表現するという意図のもと、日本国憲法に接近し、一種共和主義的な側面までをももつ憲法草案を書いた。

このように本稿は、政府寄りの立場の者たちによる昭和戦前・戦時期の共同体的衆民政論が戦後の協同民主主義に直結することを論証し、戦後民主主義・日本国憲法は、国体論を否定した思想の上に受容されたのではなく、国体論の中から生まれ受容されたことを示した。

今後の課題としては、第一に、戦後の協同民主主義の潮流を具体的に明らかにすることである。特に、多くの知識人が関わった日本協同組合協会の運動と「団子坂研究会」の構想である。第二に、本稿では断片的にしか触れなかった、矢部・里見・大串の戦後思想をつまびらかにすることである。かくして、国体論からの連続性と協同民主主義の広がりを明らかにすることで、本稿の論点はさらに補強されていくだろう。

なお、各章の初出は以下のとおりである。

第一章…「昭和戦前期の国体論とデモクラシー―矢部貞治・里見岸雄・大串兎代夫の比較から―」（『日本歴史』777、2013 年）

第二章…「藤澤親雄の「日本政治学」―矢部貞治の衆民政論に対する批判を手がかりに―」（北海道大学大学院文学研究科『研究論集』11、2011 年）

第三章…「矢部貞治の衆民政論と国体論―講義案の改訂をめぐって―」（『史学雑誌』124-2、2015 年）

第四章…「矢部貞治と南原繁―「共同体的衆民政」論の二つの道―」（北海道教育大学史学会『史流』45、2015 年）

第五章…「里見岸雄の戦後憲法論―「皇道民主主義」と非武装平和の確立へ―」（北海道歴史研究者協議会『道歴研年報』16、2015 年）

補　章…書き下ろし

第六章…書き下ろし

第七章（一部）…「松谷誠陸軍大佐グループの活動―新憲法を先取りした「団子坂研究会」―」（『日本歴史』815、2016 年掲載予定）